

○山梨市住宅リフォーム補助金交付要綱

平成25年5月1日

告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の居住環境の向上を図るとともに、本市の経済の活性化に資するため、市内業者による住宅のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己の居住の用に供する建築物

イ 店舗、事務所、賃貸住宅などに供する部分と自己の居住の用に供する部分がある併用住宅にあつては、自己の居住の用に供する部分

ウ 本市の空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）に登録してある居住の用に供する建築物

(2) リフォーム 建築後5年以上を経過した住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、一部改築、改修、修繕、模様替え、設備改修等の工事をいう。

(3) 市内業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主で、市税を滞納していない者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、山梨市における市税を滞納していない者とする。

(1) 次の要件を全て満たす市内在住者

ア 本市の住民基本台帳に登録されている者

イ 市内に存する住宅の所有者で、現に当該住宅に居住しているもの

(2) 本市の空き家バンク登録台帳又は空き家バンク利用登録台帳に登録されている者で、空き家を居住の用に供する目的として利用契約を締結したもの

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内業者により行われる住宅リフォームに要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が10万円以上の工事であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しない工事であること。
- (3) 工事に着手する時期が、第7条第2項の規定による補助金の交付決定後であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床、設備等の工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、山梨市住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、山梨市住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

4 市長は、前項の審査により補助金の交付をしないと決定したときは山梨市住宅リフォーム補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ山梨市住宅リフォーム補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所又は大幅な施工内容の変更

(2) 住宅リフォーム工事に要する大幅な経費の変更

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、山梨市住宅リフォーム補助事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難の場合は、速やかに山梨市住宅リフォーム補助事業計画遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助事業の中止又は廃止しようとする場合は、山梨市住宅リフォーム補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、山梨市住宅リフォーム補助事業完了実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、補助事業が完了したときから起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（完了検査）

第11条 市長は、前条の規定による山梨市住宅リフォーム補助事業完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し精算するものとする。

- 2 前項の検査において不備が判明したときは、市長は検査結果不備事項通知書により通知することとする。

（補助金の減額、取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の減額、交付決定の取消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第2項の規定により通知された不備事項の改善を行わないとき

- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第10条第1項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ適正と認めたときは、補助金の額を確定し、山梨市住宅リフォーム補助事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に山梨市住宅リフォーム補助事業補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては補助金の交付は行わないものとする。

- (1) 既にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった者又は住宅
- (2) 既に国、県、本市等が実施している他の補助事業による補助金の交付の対象となった工事

(事業の実施期間)

第16条 補助事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

(実施細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行し、この要綱の施行後に締結された住宅リフォーム契約について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに第7条第1項に規定する交付申請を行った者に対する補助金の交付については、この要綱は、その時以降もなおその効力を有する。